

千 葉 市

ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画

令和3年（2021年）3月

千 葉 市

目次

ページ

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間	1
3	本計画の位置付け	2
4	対象者	2

第2章 ホームレスの現状

1	全国の状況	3
2	千葉県の状況	3
3	千葉市の状況	4
(1)	概数調査	4
(2)	千葉市におけるホームレスの生活実態	5

第3章 ホームレス施策の実施状況と評価・課題

1	実施計画における取組みと評価・課題	10
(1)	継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援	10
(2)	安定した住まいの確保	13
(3)	保健及び医療の確保	15
(4)	就労自立に向けた支援	16
(5)	ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援	17
(6)	緊急的援助	18
(7)	ホームレスの人権擁護	19
(8)	無料低額宿泊所への対応	20
(9)	支援体制の構築	22

第4章 第3次実施計画の施策について

1	基本目標	23
2	基本目標の達成に向けた主な視点	23
3	施策の体系	24
4	予防に向けた支援	25
(1)	疾病や感染症予防の健康支援等	25
(2)	住居喪失者等に対する生活・居住支援	26
(3)	非正規労働者等への就労支援	26

5	早期発見に向けた支援	28
(1)	巡回相談の実施	28
(2)	千葉県社会福祉士会や民間支援団体等の関係機関との連携	29
(3)	地域との連携体制の構築	29
6	自立に向けた包括的支援	30
(1)	居住支援	30
(2)	生活支援	31
(3)	就労支援	32
(4)	健康・医療支援	33
7	自立生活を継続するための支援	34
(1)	自立生活を継続するための支援	34
(2)	地域ネットワークの構築による見守り支援	34

参考資料 1

	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	36
--	-----------------------	----

参考資料 2

	千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画策定までの経過	40
--	-----------------------------------	----

第1章 計画策定の趣旨及び計画期間

1 計画策定の趣旨

ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とし、平成14年（2002年）8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）」（以下「特別措置法」といいます。）が施行されました。

国は、特別措置法を受け、平成15年（2003年）7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を策定しました。

本市では、こうした動きを受け、平成19年（2007年）3月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する指針」を、平成23年（2011年）4月に「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を、平成28年（2016年）4月には新たに「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第2次実施計画」（以下「第2次実施計画」といいます。）を策定し、ホームレスへの支援を実施してきました。

本市におけるホームレス数は、こうした取り組みにより、平成14年（2002年）の126人をピークに、平成26年（2014年）には39人まで大幅に減少しましたが、平成26年（2014年）以降は30人台と横ばいで推移しており、支援体制の強化や支援方法の見直しが必要となっています。

一方で、国は、近年のホームレスの高齢化や路上生活の長期化等、ホームレスの動向やそれを取り巻く環境の変化等を踏まえ、平成30年（2018年）7月に基本方針を改正しました。

本市においても、高齢のホームレスが占める割合の増加、路上生活期間の長期化が進んでおり、このような路上等のホームレスの背後には、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や終夜営業店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあり、路上と屋根のある場所とを行き来している層が存在するものと考えています。

「千葉市ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画」（以下「本計画」といいます。）は、国における基本方針の改正や第2次実施計画における施策の推進状況等を踏まえ、本市における実態に応じた施策を実施することで、ホームレス等の自立をより一層推進するために策定するものです。

2 計画期間

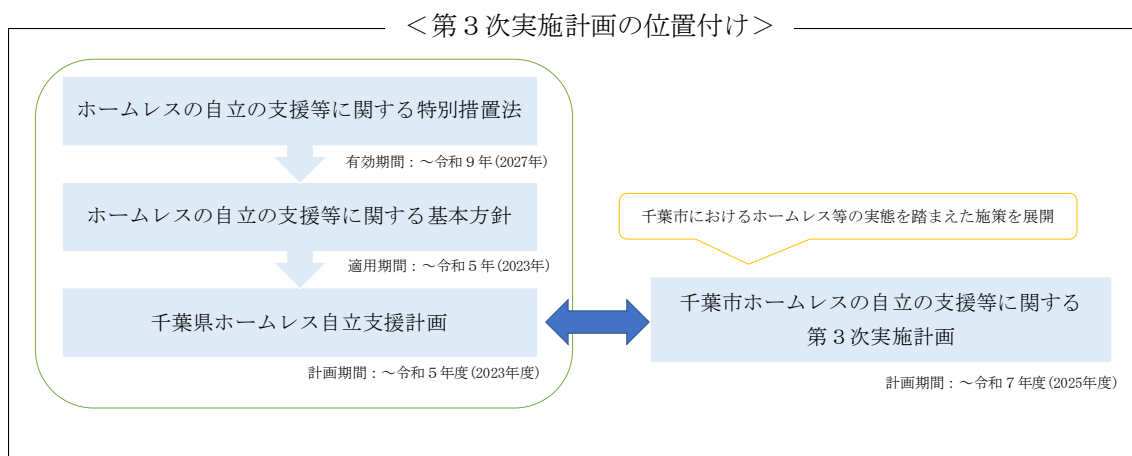
本計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、計画期間内においても、ホームレス等を取り巻く社会情勢の急激な変化や計画の実施に大きな影響を及ぼす変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

3 本計画の位置付け

ホームレス支援については、特別措置法を受け、国による基本方針が策定され、これを受けて都道府県が基本方針に即して地域の実情に応じた計画を策定することとされています。

これらを受け、本市では、ホームレス等の実態を踏まえた施策を展開し、ホームレス状態等に陥らないための社会を創出するために実施計画を策定しています。



4 対象者

本計画の対象者は次のとおりです。

- (1) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や生活状況の変化等により住居を喪失するおそれのある者
- (2) ホームレス
- (3) 再びホームレス状態等に陥ることがないよう継続した支援を必要とする者

第2章 ホームレスの現状

1 全国の状況

国は、特別措置法に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）（以下「概数調査」といいます。）」を実施しています。

「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」
特別措置法及び基本方針に基づき実施されるホームレス施策の効果やホームレス数を年1回把握することを目的とした国調査です。

令和2年（2020年）1月に実施した概数調査では、全国のホームレス数は3,992人（前年度4,555人、12.4%減）でした。

都道府県別では、大阪府（1,038人）が最も多く、千葉県（145人）は全国で7番目となっています。前年度と比較し、減少数が最も多かったのは東京都の237人（前年度1,126人、21.0%減）でした。

指定都市別では、大阪市が最も多く（982人）、千葉市（33人）は20指定都市の中で10番目に多い状況です。前年度と比較し、減少数が最も多かったのは横浜市の77人（前年度458人、16.8%減）でした。

2 千葉県の状況

令和2年（2020年）1月に実施した概数調査では、千葉県のホームレスは145人で、その多くは県北西部において確認されました。

【表1】 県内のホームレス数

（令和2年（2020年）1月実施 概数調査）

	市町村名	人数（人）
1	千葉市	33
2	市川市	33
3	船橋市	18
4	松戸市	16
5	浦安市	11

※市町村別人数が10人以上確認された市町村

3 千葉市の状況

(1) 概数調査

本市では、冬期（1～2月）に実施される概数調査とは別に、夏期（8～9月）にも市独自で概数調査（以下「概数調査（夏）」といいます。）を実施しています。

令和2年（2020年）8月に実施した概数調査（夏）では、千葉市内のホームレス数は35人となっています。年齢は60歳代が最も多く（18人）、性別は男性33人、女性2人、居住場所は公園が17人、道路が12人、河川が4人、駅舎が1人、山林が1人となっています。

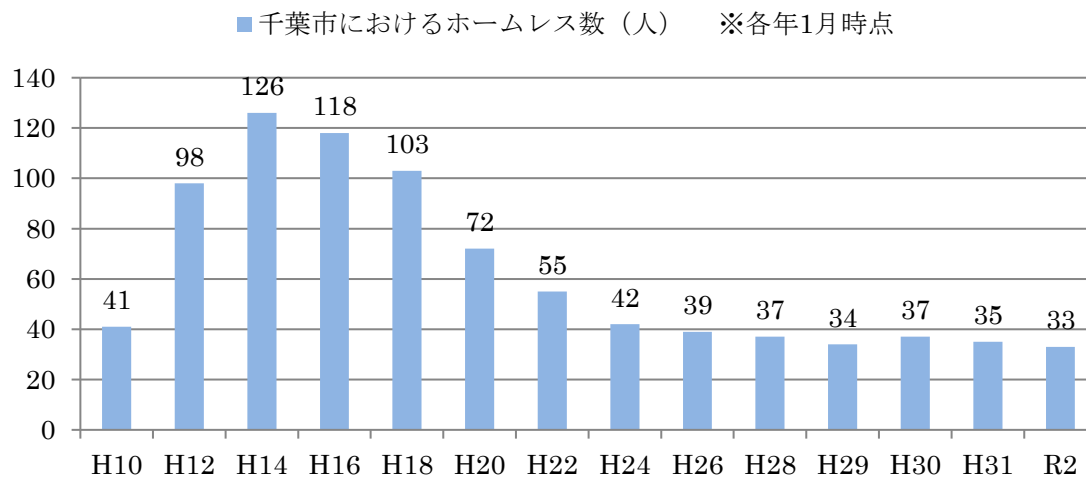
【表2】ホームレスの年代別人数（令和2年（2020年）8月実施 概数調査（夏））

年代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
人数(人)	0	1	1	11	18	4	35
割合(%)	0%	3%	3%	31%	52%	11%	100%

【表3】ホームレスの主な居住場所（令和2年（2020年）8月実施 概数調査（夏））
（調査期間 令和2年8月11～21日）

調査箇所	主な居住場所	確認数		
		男	女	合計
合計	117公園、道路、河川、山林	33	2	35
中央	48公園、道路、駅舎	13	0	13
花見川	21公園	2	0	2
稲毛	9	0	0	0
若葉	13河川、山林	5	1	6
緑	13公園	1	1	2
美浜	13公園、河川	12	0	12

【参考】ホームレス数の推移（概数調査）



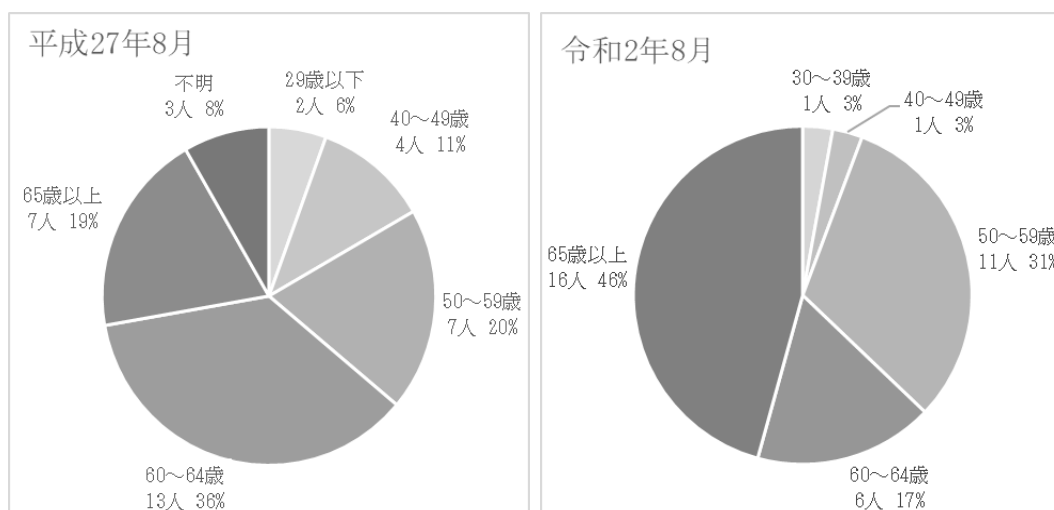
(2) 千葉市におけるホームレスの生活実態

本市では、平成 17 年度（2005 年度）からホームレス巡回相談事業を実施しています。同事業では、ホームレス巡回相談員が市民等からの情報提供等により居住場所へ赴き、個別に面接を行い、実態把握に努めています。

平成 27 年（2015 年）8 月及び令和 2 年（2020 年）8 月時点のホームレスの状況は、以下のとおりです。

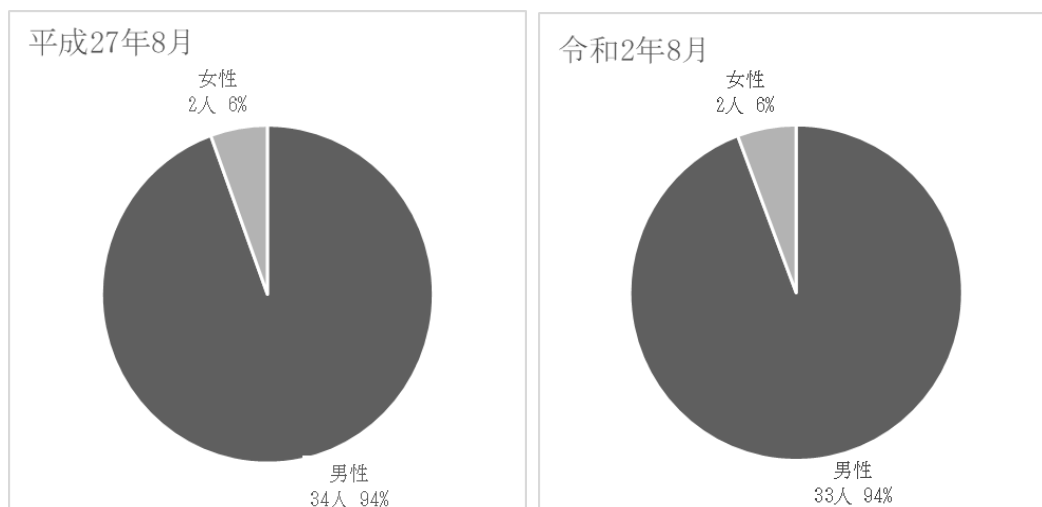
ア 年齢

平成 27 年（2015 年）8 月時点では、60 歳以上が全体の約 55%を占めています。令和 2 年（2020 年）8 月時点では、その割合が約 63%と増加し、ホームレスの高齢化が進展しています。



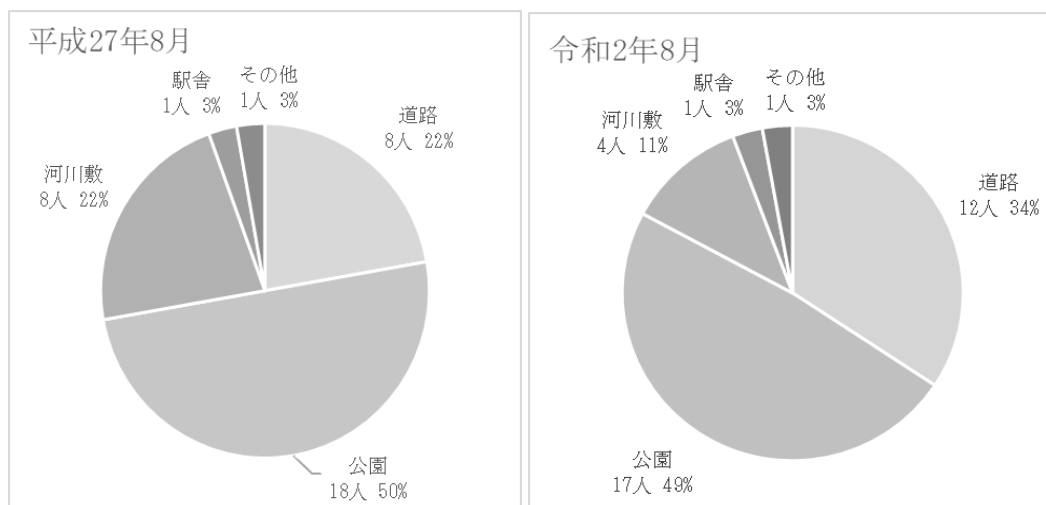
イ 性別

いずれの時点でも男性が 90%以上となっており、ホームレスの大半を占めています。



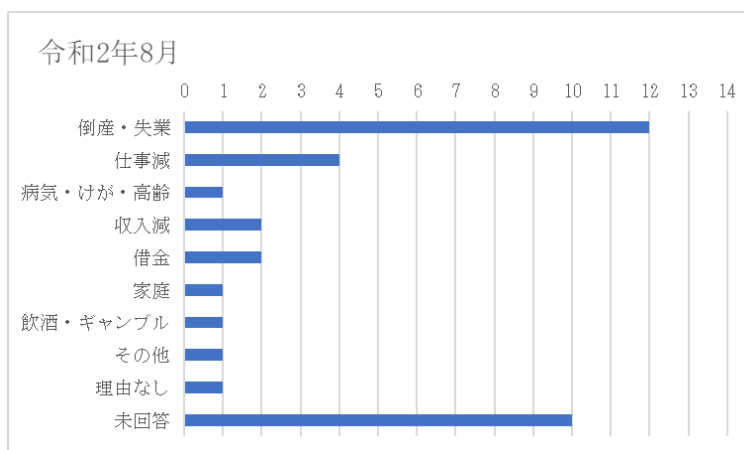
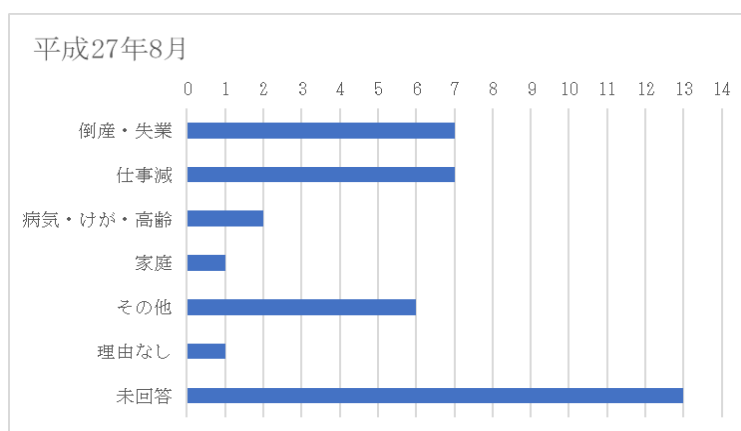
ウ 居住場所

いずれの時点でも、公園が約50%と半数を占めています。



エ ホームレスとなった理由（複数回答）

ホームレスとなった理由は、いずれの時点でも「倒産・失業」と「仕事減」が多くなっています。



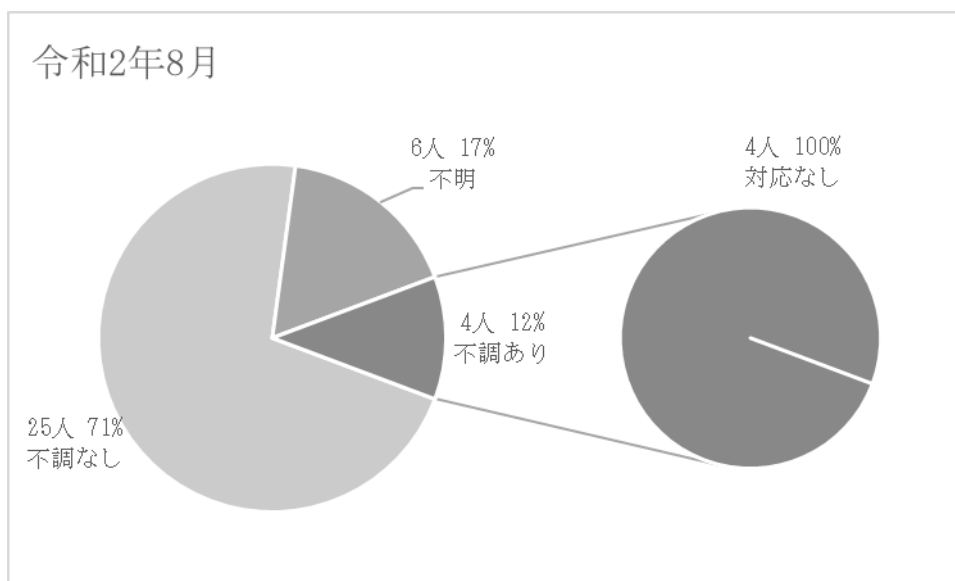
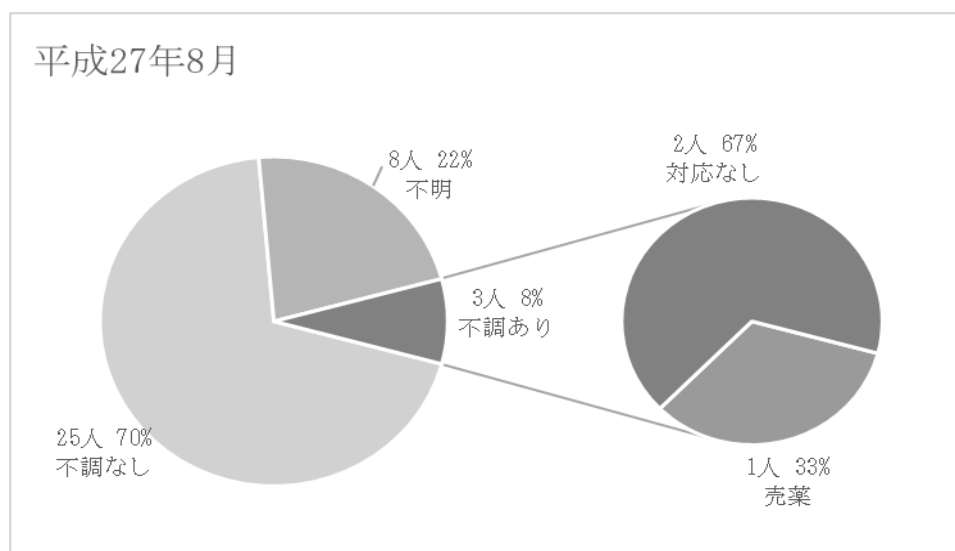
オ 健康状況

体の不調については、「不調なし」が多くを占めています。不調を感じている人は一定数いるものの、不調に対して通院等の対応を行っていない状況です。

なお、平成28年（2016年）に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」では、全国的な統計数値としては、健康状態について「悪い」と答えた者は27.1%となっており、本市の不調者が占める割合を踏まえると自覚症状がないものの健康状態が悪い状況にある者の存在が想定されます。このため、健康対策について検討することが必要です。

「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」

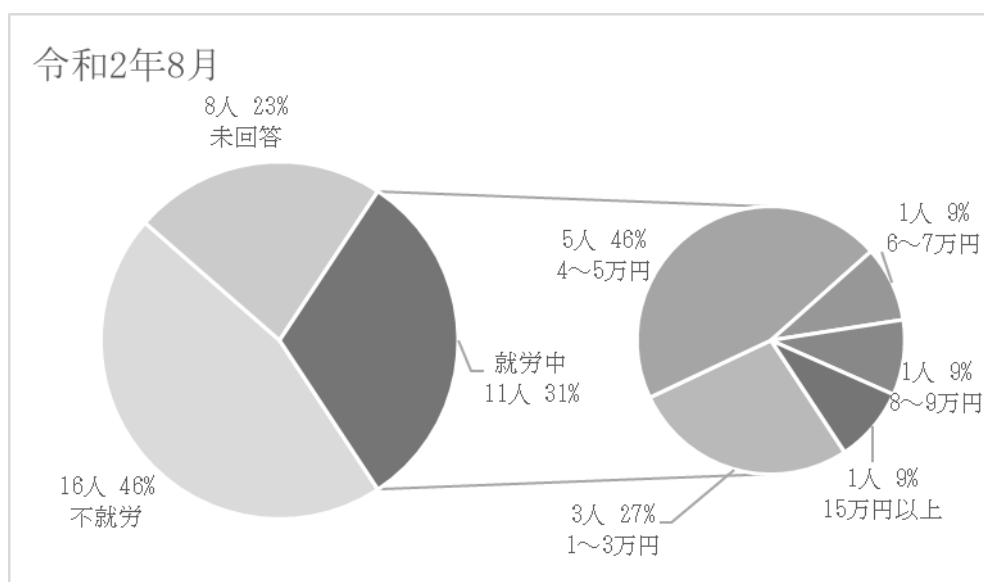
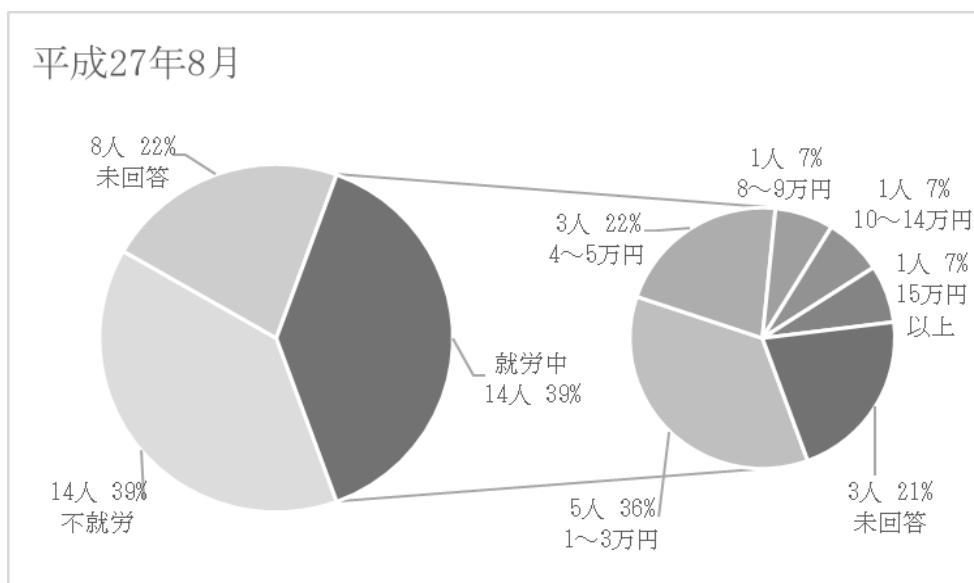
5年に1度行われる特別措置法及び基本方針の見直しを検討しにあたっての政策評価に必要な分析を行うための国調査です。



カ 就労状況

平成27年（2015年）8月時点では、「就労中」と「不就労」がいずれも39%を占めており、就労している者の就労収入（月額）は「1～3万円」が36%と最も多くなっています。

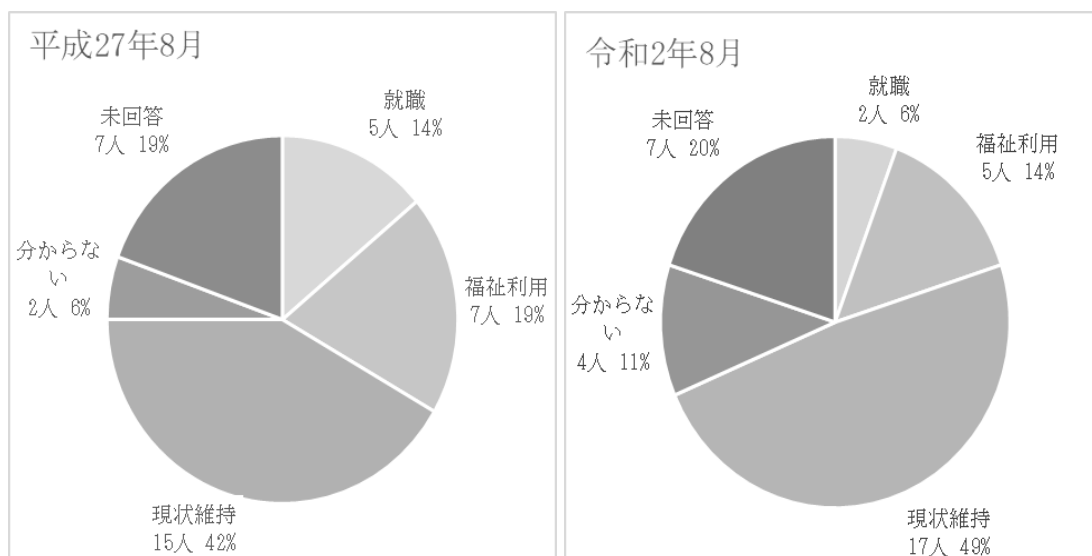
令和2年（2020年）8月時点では、「就労中」が31%、「不就労」46%となっており、就労している者の就労収入（月額）は「4～5万円」が46%と最も多くなっています。



キ 今後の生活の希望

平成27年（2015年）8月時点では、「現状維持」が42%と最も多く、令和2年（2020年）8月時点でも「現状維持」が49%と多くを占めています。

平成28年（2016年）に実施された「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」では、全国的な統計数値としては、路上（野宿）生活に至った理由として「倒産や失業」の37%に続き、「人間関係がうまくいかなくて仕事を辞めた」が25.9%、「家庭内のいざこざ」が25.9%となる等、過去の人間関係の問題から人との接触を避け、仕方なく現状維持で良いと答えて者もいることが想定されます。また、同調査によると、路上（野宿）生活期間が長くなればなるほど「今のままで良い」と回答した者の割合が高くなる傾向にあります。このため、こうした現状維持で良いと考えているホームレスに対する支援の在り方を検討する必要があります。



第3章 ホームレス施策の実施状況と評価・課題

1 実施計画における取組みと評価・課題

本市においては、平成28年（2016年）4月に第2次実施計画を策定し、保健・福祉、住宅、就労等、様々な分野にわたり、相互の連携を図りながら支援を行ってきました。

第2次実施計画における施策の評価・課題は次のとおりです。

(1) 継続的な把握と個々の状況に応じた相談・支援

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を通じて、ホームレスの現状を把握するとともに、年2回（夏、冬）、概数調査を実施します。現状を把握する際は、保健福祉センター、公園等の施設管理者や警察等の関係機関と連携し、聞き取りを拒否するホームレス等にも粘り強く働きかけます。
- イ ホームレスの現状を把握する際は、個々のホームレスごとにニーズや課題を整理したシートを作成し、アセスメントを行います。その結果を踏まえ、必要に応じ公園等の施設管理者や警察等の関係機関と連携し、支援を希望するホームレスに対し、個別に支援を行います。
- ウ 日中に把握が困難な「移動型」と呼ばれるホームレスについて、その実態を把握するため、夜間巡回相談を実施します。実施する際は、保健福祉センター、公園等の施設管理者や警察等の関係機関と連携します。
- エ 平常時から、ホームレスが居住する公園等の施設管理者と連携し、ホームレスの人権に配慮しながら、公共施設の適正利用の確保を図ります。
- オ 公園等の施設管理者は、その管理する施設において、日常の管理業務等を通じてホームレスの現状を把握します。

「生活困窮者自立支援法」

生活保護に至る前の段階における自立支援策として、現に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者等に対して、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ること等を目的とした法律です。

「自立相談支援事業」

現に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者等からの相談に応じて、困窮状態から早期に脱却するために、必要な情報の提供及び助言を行います。

【評価・課題】

- ア 平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を実施するとともに、公園等の施設管理者や市民等からの情報提供によりホームレスの実態把握を行いました。特に、年2回（夏、冬）実施する概数調査では、保健福祉センターや公園等の施設管理者と連携しながら巡回相談業務を行い、集中的に実態把握や相談支援を行いました。
- イ 関係性が築けていないホームレスは、対人を含めた外部との接触を拒む傾向があり、接触をして支援を行うにあたっては信頼関係の構築が重要です。

ホームレスと面接を行う際は、繰り返し訪問することで関係の構築を行い、千葉市生活自立・仕事相談センター（以下「生活自立・仕事相談センター」といいます。）や生活保護担当部署の案内や同行支援等、個々のニーズに合わせた福祉的支援を実施しました。また、自尊感情や相談する力の低下等から一人での問題解決が困難で継続した支援が必要なホームレスに対しては、生活自立・仕事相談センター等と連携した継続的な支援を行いました。

なお、本市では、平成27年（2015年）の生活困窮者自立支援法の施行に先立って、平成25年（2013年）に生活困窮者の包括的かつ継続的な相談窓口である生活自立・仕事相談センターを中央区と稲毛区に設置し、生活困窮者に対する支援体制を強化しました。その後、平成29年（2017年）7月に若葉区に、令和2年（2020年）9月に花見川区に設置し、支援体制をより一層強化しました。生活自立・仕事相談センターでは一人ひとりの悩みに応じ、関係機関と連携した包括的な支援を行っています。

「生活自立・仕事相談センター」

仕事、病気、家計、将来のこと等、一人ひとりの悩みや相談に対して、寄り添いながら生活の立て直しのお手伝いをする相談窓口です。

- ウ 最近の本市におけるホームレスの特徴として、居住場所を持たずに生活する「移動型」と呼ばれるホームレスが多く、実態把握が困難となっています。第2次実施計画では、保健福祉センターや千葉県社会福祉士会等と連携し、千葉駅周辺の夜間巡回相談を実施しました。令和元年度（2019年度）の夜間巡回相談は12月に実施し、2名のホームレスを発見しましたが、発見できない年もあり、実施方法について課題が残りました。このため、関係機関との連携を強化し実態把握を行うための体制を構築する等、ホームレスの実態把握の方法については、検討が必要です。

「移動型ホームレス」

一定の居住場所を持たずに生活している者をいいます。移動型ホームレスは、荷物が少ない中で市内全域を転々としているのが特徴です。

エ ホームレス巡回相談員は、平常時から、公園等の施設管理者と連携し、公園等にいるホームレスの早期発見を行うとともに、聞き取りを行い、ニーズに応じた支援を行うことで公共施設の適正利用の確保を図りました。

オ 公園等の施設管理者は、平常時から、日常の管理業務によりホームレスを把握した際は、ホームレス巡回相談員に情報提供を行い、ホームレス巡回相談員とともに相談支援等を行いました。

ホームレス巡回相談支援事業 実績

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2(見込)
ホームレス数	37	34	37	35	33	32
相談延べ件数	168	189	289	201	104	211

※ホームレス数は、各年度、1月調査時の実績

(2) 安定した住まいの確保

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 相談支援員等は、自らの意思でアパート等の住居で生活することを希望するホームレスが、アパート等に入居できるよう支援を行います。その際、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の対象者要件に該当する場合は、その活用を促します。
- イ 相談支援員等は、自らの意思でアパート等の住居で生活することを希望するホームレスのうち、心身の状況等から、単身生活が困難と思われる場合は、保健福祉センター内の関係機関と連携し、入居（所）先を確保できるよう支援を行います。
- ウ 相談支援員等は、アパート等への入居支援を行うため、低廉な家賃等のホームレスのニーズにあった情報を収集し、その情報を必要とするホームレスに提供します。
- エ ホームレスがアパート等へ入居した場合、継続した居宅生活を送るため、相談支援員やケースワーカーによる訪問面接を行います。訪問面接では、社会生活復帰のための生活上の相談等に応じ、再びホームレス状態に陥らないよう多面的なアフターフォローを行います。

【評価・課題】

- ア 平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を通じてホームレスのニーズを把握し、アパート等で生活することを希望するホームレスに対しては、生活自立・仕事相談センターと連携しアパート等へ入居できるよう、アパート探し等を支援しました。また、アパート等での生活を継続できるよう生活保護や住居確保給付金の活用を促しました。
- イ アパート等の住居で生活することを希望するホームレスで単身生活が困難な者はいませんでした。日常生活を送る上で支援を必要とする者に対しては、日常生活を営む上で必要な支援を提供する施設である「日常生活支援住居施設」の整備を進めました。

「日常生活支援住居施設」

無料低額宿泊所（社会福祉住居施設）において、単独での居住が困難な生活保護受給者に対して、日常生活を営む上で必要な支援を提供する施設です。

「無料低額宿泊事業」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業の一つであり、生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業です。

ウ ホームレスへの居住支援では、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）の利用が一定数あった一方で、アパート等への入居については不動産媒介業者から理解を得られないことや連帯保証人がいない等の問題から、アパート等への入居者数が限られる等、課題が残りました。このため、支援にあたっては居住支援協議会や生活自立・仕事相談センター等と連携し、入居可能なアパート等を開拓する等していく必要があります。また、ホームレスの中には、他人と関わることに抵抗を感じ、入居に対して消極的な者もあり、こうした者に対する支援のあり方についても検討が必要です。

「一時生活支援事業」

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所や食事の提供等を行い、安定した生活を営めるよう支援することにより、生活困窮者の自立を促進することを目的とする事業です。

「居住支援協議会」

低額所得者等の住宅確保要配慮者に対して、民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るために、地方自治体や居住支援団体等が連携し住居の情報等を提供する支援を行うものです。

エ 生活保護を受給し、アパートへ入居したホームレスに対しては、ケースワーカーを中心として、再びホームレス状態に陥らないよう継続的な支援を行いました。ホームレスは、地域社会から孤立した状態にあるため、日常生活を継続するために必要な支援について検討していく必要があります。

(3) 保健及び医療の確保

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 相談支援員等は、保健福祉センター内の関係機関と連携しながら、ホームレスの具体的な心身の状況把握に努めます。
- イ 結核に罹患した疑いがあるホームレスに対し、必要な措置や支援を行い、治療が継続、完遂できる環境を整えます。また、結核検診の実施方法について検討します。
- ウ 相談支援員は、医療が必要なホームレスに対し、無料低額診療施設の活用が図られるよう周知を行います。
- エ アパート等に入居したホームレスに対し、相談支援員やケースワーカーによる訪問面接のほか、保健福祉センター内で連携を図り、適切な保健衛生指導等を実施し、健康的な自立生活に向けた支援を行います。

【評価・課題】

- ア 平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を通じて、ホームレスの具体的な心身の状況把握を行いました。
- イ 平常時から、巡回相談業務において、結核の感染症等に罹患した際の行動等に関する案内を行いました。実際に結核に罹患した疑いのあるホームレスはいませんでした。
- ウ ホームレスに対して無料低額診療施設の案内を実施しましたが、無料低額診療施設を利用したホームレスは確認できませんでした。このため、健康状態が悪い者が無料低額診療施設を利用しなかった理由等を分析し、支援体制を整備していくことが必要です。
- エ アパート等に入居した者で生活保護を受給した者については、ケースワーカーが健康状態の把握を行い、必要に応じて医療機関の受診を促す等の支援を行いました。
ホームレスの中には、就労したいと考えている者もいますが、病気を理由に就労できない等適切な健康支援や医療支援を受けることが必要な者もいるため、保健及び医療にかかる関係機関との連携を強化することが必要です。

(4) 就労自立に向けた支援

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 相談支援員等は、就労意欲のあるホームレスに対し、千葉市ふるさとハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターの相談窓口の周知を行います。また、千葉市ふるさとハローワークや千葉市自立・就労サポートセンターにおける求人情報の提供や、就労中のホームレスに対し、就労定着のための労働相談等の支援を行います。
- イ 事業者等に対し、千葉市ふるさとハローワークの取り組みを啓発し、受け入れやハローワークの利用を促します。

【評価・課題】

- ア 平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を通じて、就労意欲のある者に対して「千葉市ふるさとハローワーク」や「千葉市自立・就労サポートセンター」の相談窓口を周知しました。しかし、ホームレスの中には、過去の間人不信等から、自分で生活できる範囲の稼ぎさえあれば良いと思っている者もあり、支援効果は限定的でした。こうしたホームレスに対しては、精神的なケアを含めた生活支援が必要です。一方で、収入が少ないためもう少し稼ぎたいと思っている者もいることから、支援体制を構築し、就労自立に向けた支援を強化していく必要があります。
- イ 企業に対し、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業に関する説明を行い、生活困窮者に対する認定就労訓練事業への参入呼びかけや職業体験等の受け入れについて理解を求めたものの、受入れ企業が少ない現状があります。このため、経済団体やハローワーク等との連携を強化していく必要があります。

「千葉市ふるさとハローワーク」

千葉市とハローワークが共同で運営する就労・生活支援相談、職業相談、求人情報の提供を行う相談窓口です。現在は、稲毛区と緑区の2か所に設置しています。

「千葉市自立・就労サポートセンター」

千葉市と国(千葉労働局)が協働しながら、求人情報の提供や職業紹介等就職までの支援を行う職業相談窓口です。現在は、中央区、花見川区、稲毛区、若葉区の4か所に設置しています。

(5) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者への支援

【第2次実施計画の取組項目】

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者（現に失業状態にある者や日雇労働等の不安定な就労関係にある者であって、定まった住居を失い、簡易宿泊所や終夜営業店舗に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある者等）に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業を通じて、生活自立・仕事相談センターによる積極的な相談活動等を実施するとともに、各種自立支援施策の活用を促すことで、ホームレスとなることのないよう支援を行います。併せて、市営住宅の活用方法等についても検討します。

【評価・課題】

この施策では、ホームレス巡回相談事業を通じて、終夜営業店舗等に対して生活自立・仕事相談センターの案内が記載されたカードチラシを用いて、事業説明を行いました。また、自立相談支援事業を通じて、生活状況が不安定な状況にある生活困窮者に対し、生活自立・仕事相談センターによるアウトリーチ等を実施し、ホームレスとなることのないよう支援を実施しました。

一方で、終夜営業店舗等の利用者のうちで、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者かどうかの判別は困難であり、実態把握の方法や支援方法については検討が必要です。

(6) 緊急的援助

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 相談支援員は、あらかじめ緊急連絡先となる機関（保健福祉センター等）の情報を周知します。
- イ 食糧が不足しているホームレスに対し、民間支援団体と連携し、必要に応じて非常食の配付等の支援を行います。
- ウ 相談支援員による巡回や公園等の施設管理者及び市民からの通報等により、栄養状態や健康状態が悪化しているホームレスを把握し、急迫した状態にある場合は、医療機関等への搬送を要請します。
- エ 相談支援員は、洪水等の災害に遭うおそれのある河川等に居住するホームレスに対し、災害が発生する前に危険性の周知を行い、必要に応じて避難等を促します。
- オ 災害が収束した後、相談支援員は、災害の被害が想定される河川等に居住するホームレスの被害の確認を行うとともに、被害を受けたホームレスを発見した場合は、関係機関と連携し、医療機関への入院等の必要な対応を行います。
- カ ホームレスが居住する公園等の施設管理者と情報共有を行い、災害時の相互の連携・連絡体制の整備を行います。
- キ 離職等で住居を喪失又は喪失するおそれのある者等への対策である一時的な居所の確保について、生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援事業（シェルター）の活用を検討します。

【評価・課題】

- ア 平常時から、ホームレス巡回相談員による巡回相談業務を通じて、ホームレスに対して緊急連絡先となる機関（保健福祉センター等）の情報を周知しました。
- イ 食料の確保が不十分なホームレスには、水やアルファ米等の非常食を配付しました。今後も、必要に応じて民間支援団体と連携して支援していきます。
- ウ ホームレスが健康状態の悪化等により緊迫した状態に陥った場合に、速やかに医療機関等への搬送を要請できるよう継続的な訪問による状況把握等を行いました。第2次実施計画期間内において、実際に緊迫した状態にある者はいませんでした。
- エ 台風や大雨等の災害が予測されるときは、被害が想定される場所に居住しているホームレスにあらかじめ注意を促しつつ、ハザードマップを活用し、災害時における行動等を促しました。ホームレスの避難所への避難については、東京都において受け入れ拒否が問題になる等、本市においても災害時の対応を整備することが必要です。
- オ 災害が収束した後にホームレスの被害確認を行いました。その結果、被害を受けたホームレスはいませんでした。
- カ 引き続き、千葉県防災計画等を踏まえつつ、ホームレスが居住する公園や河川等の施設管理者と情報共有を行い、災害時における相互連携及び連絡体制を構築していきます。

す。

キ 住居を喪失又は喪失するおそれのある者等に対しては、生活自立・仕事相談センターと連携し、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）の活用等により支援を行いました。

（7）ホームレスの人権擁護

【第2次実施計画の取組項目】

ア 地域住民が集う機会等を通じて、ホームレス等の人権尊重の啓発に努め、ホームレスに対する偏見や差別的意識の解消を目指します。

イ 無料低額宿泊所については、実地調査やケースワークにより、入居者の尊厳が十分に確保されるように努めます。

【評価・課題】

ア ホームレス等への人権啓発について、生活自立・仕事相談センター等を通じて各地域の関係団体等に説明を行い、ホームレス等に対する偏見や差別意識の解消に努めました。一方で、現状としては、ホームレス等に対する偏見や差別的意識の解消にまでは至っておらず、引き続きホームレス等に対する偏見や差別的意識の解消に努めていくことが必要です。

イ 市内にある無料低額宿泊所に対しては、ガイドラインを新たに定め、入居者の尊厳が十分に確保されるよう定期的に実地調査等を実施しました。

(8) 無料低額宿泊所への対応

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 近年、無届の無料低額宿泊所類似施設が増加しており、これらに対し、市の策定するガイドラインに沿って施設の設備及び運営について指導を行うために、無料低額宿泊事業の届出受付を平成28年度（2016年度）から再開することとします。
- イ 届出受付の再開にあたり、市の無料低額宿泊所のガイドラインを改正し、施設の運営・設備についてより厳格な指導を行います。
- ウ 市内の全無料低額宿泊所に対し、建築部門、消防部門、都市計画部門との合同により立入調査を行い、適切な施設運営・設備について指導を行います。
- エ 入所者の実態把握を行い、利用期間の長期化を防ぐために、事業者に対し、生活指導や自立支援の取り組みを充実させるよう働きかけを行います。
- オ 今後も国に対し、法的整備についての働きかけを継続して行います。

【評価・課題】

- ア 無届の無料低額宿泊所類似施設（食事付）については、平成27年（2015年）までは新たな届出を受理していませんでした。しかし、無料低額宿泊所類似施設の増加や国の指針改定により類似（無届）施設への調査・届出励行が必要になったこと等から、平成28年度（2016年度）に届出受理を再開し、施設の設備・運営にかかる指導を実施しています。

無届の無料低額宿泊所（食事付）の推移

年度	H23	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2
施設数	20	23	26	25	11	5	8	6

※平成28年度以降は、届出受付を再開により平成29年度以降は減少

本市では、令和2年（2020年）4月に、社会福祉法の改正に伴い、無料低額宿泊所のガイドラインを廃止するとともに新たに基準条例を制定・施行し、適切な施設運営についてより厳格な指導を実施する体制を構築しました。一部の無届の無料低額宿泊所に対しては今後も届出を促していきます。

- イ 無料低額宿泊所は、ホームレスの居場所の一つとして利用することが考えられます。本市では、令和2年（2020年）4月時点で、40施設、定員2,547人となっています。

本市では、社会福祉法の改正に伴い、令和2年（2020年）4月から、既存施設でも新たに届出を行う必要があり、事前に届出書類により条例制定後の基準を満たすか確認し、立入調査で届出内容に相違がないか確認しています。併せて、日常生活支援住居施設の認定を開始し、同年10月から日常生活支援住居施設の委託を開始しています。

- ウ この施策では、ホームレスだった入居者の居宅移行支援や自立支援に向けた取り組みを推進していくため、アパート等での生活を希望するホームレスが、ホームレス生活

を脱却して継続した自立生活を送ることができるように、市内の無料低額宿泊所に対して年1回建築部門、消防部門等と連携し立入調査を行いました。

エ 本市では、無料低額宿泊所の居室、食堂及び消防用設備等の状況確認を行い、事業者に対しては、利用者との契約、自立支援、金銭管理規程等各種規程の整備状況等の確認を行うとともに、居室面積や簡易個室への対応について助言・指導し入居者からの相談を受ける体制の充実や自立支援のための取組みを徹底する等の働きかけを行いました。

ホームレスの中には、他人と一緒に生活することに抵抗を感じ、入居に対して消極的な者が多く、第2次実施計画の期間内において無料低額宿泊所を通じた居宅移行支援の活用はありませんでした。

引き続き、市内の無料低額宿泊所に対して定期的に立入調査や指導を行い、適切な運営に努めていきます。

オ 平成18年（2006年）以降は、「大都市民生主管局長会議」にて、平成25年度（2013年度）には九都県市首脳会議での合意にて、無料低額宿泊所に関し、施設設備及び運営に関する具体的な施設基準を定める等、法的な整備について要望しました。また、現行の届出制を許可制に見直すとともに、運営については金銭の自己管理を原則とする等、法的規制を強化することを要望しました。

(9) 支援体制の構築

【第2次実施計画の取組項目】

- ア 本市のホームレス問題に関する共通認識を持つとともに、ホームレスの自立支援施策に連携して取り組むため、「ホームレス問題連絡会議」を設置し、計画の実施に向けた検討等を行います。
- イ 計画を推進するにあたり、国・県等の関係機関に対し、各種自立支援施策に関する情報を積極的に提供することや財政上の措置等の必要な措置を講ずることを求めます。また、社会福祉士会、社会福祉協議会、ホームレス支援団体等の民間団体と連携し、必要な取り組みを行います。
- ウ ホームレスの自立支援施策の実施について、民間団体と協働することを検討します。

【評価・課題】

- ア ホームレス問題連絡会議を開催し、ホームレス施策における課題や今後の方向性等について検討しました。関係各課や関係機関がホームレスに対して十分な理解や共通認識を持ち、より一層のホームレス施策の推進を図るため、継続して情報交換を図ることが必要です。
- イ ホームレスの自立の支援を推進するために、ホームレス支援団体等と連携し支援を行いました。ホームレスの自立を推進するためには、行政とホームレス支援団体等とが協働して包括的支援を行う体制を強化していくことが必要です。
- ウ ホームレスの自立の支援を推進するために、民間団体と協働について協議を行いました。

第4章 第3次実施計画の施策について

1 基本目標

本計画では、ホームレスの現状やこれまでの取組みの評価等を踏まえ、ホームレス等を取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するため、次のとおり基本目標を定めます。

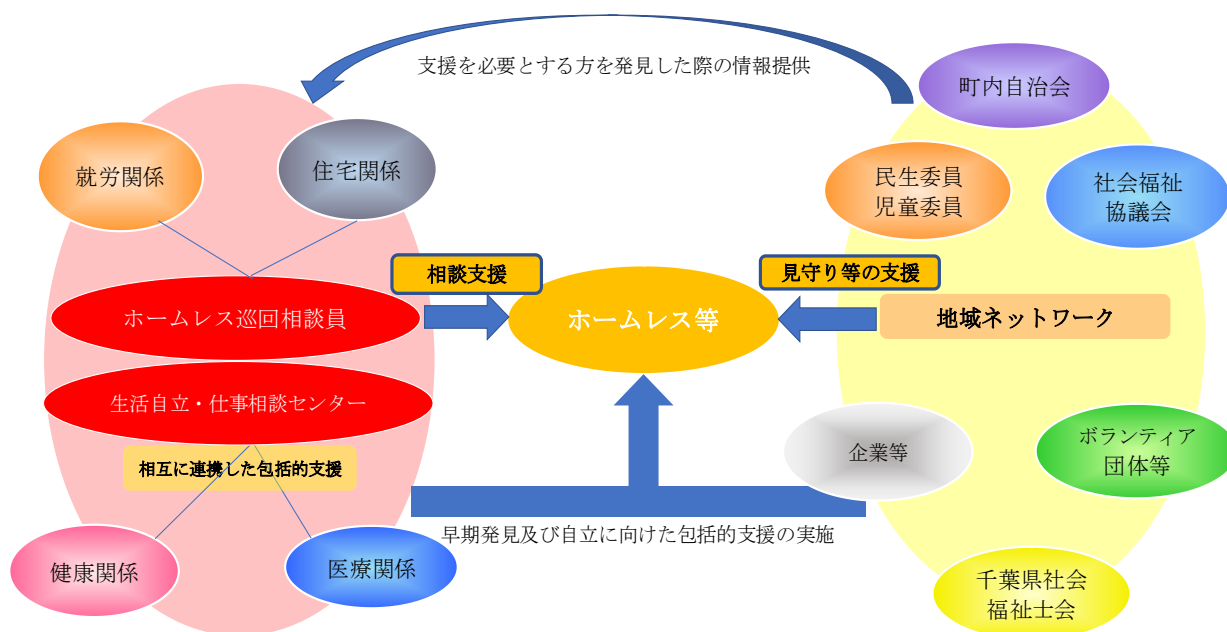
ホームレス状態等に陥らないための社会の創出

2 基本目標の達成に向けた主な視点

基本目標の達成に向けて、第2次実施計画における取組みの基盤を継承するとともに、ホームレス等の問題を取り巻く環境の変化への柔軟な対応が必要となるため、次の視点で施策を推進します。

- 1 居住に困難を抱える者が地域において日常生活を営むために必要な居住支援を充実します。
- 2 ホームレスの高齢化や路上生活の長期化に伴い、一定程度存在する健康状態の悪い者が必要な医療サービスを受けることができる支援体制を構築します。
- 3 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者等の実態把握を行うとともに、必要な支援を行います。
- 4 ホームレスの状況の変化に対応した支援や年代別にそれぞれが抱える課題等に対応した支援を行います。

＜第3次実施計画におけるホームレス等に対する支援体制(イメージ図)＞

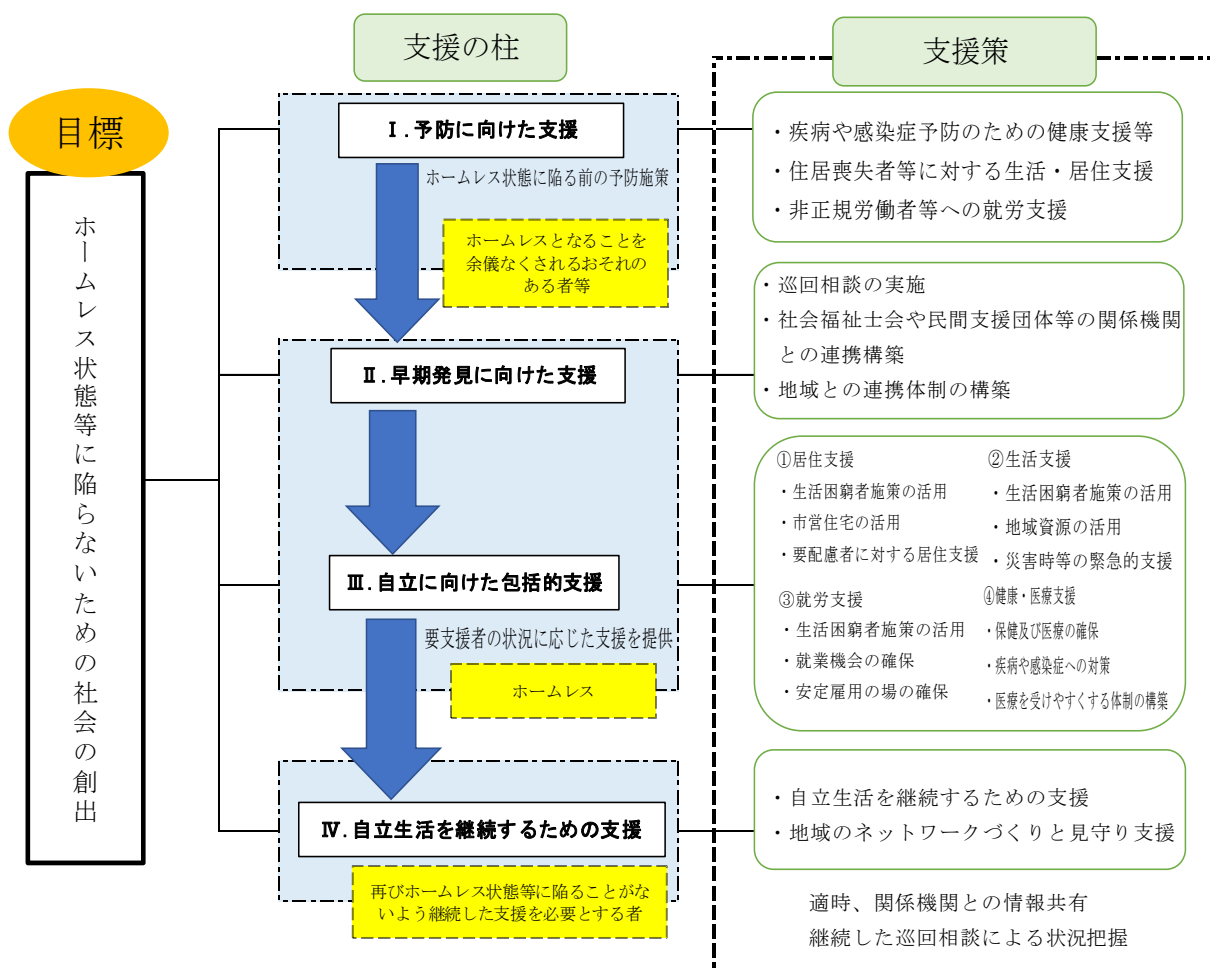


3 施策の体系

本計画では、目標達成に向けて、施策を大きく4つに分けています。

具体的には、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者等に対する「予防に向けた支援」、ホームレスに対する「早期発見に向けた支援」及び「自立に向けた包括的支援」、ホームレス生活を脱却し、再びホームレス状態等に陥ることがないように継続した支援を必要とする者に対する「自立生活を継続するための支援」を支援の柱として、ホームレス状態等に陥らないための社会の創出に向けた支援を行います。

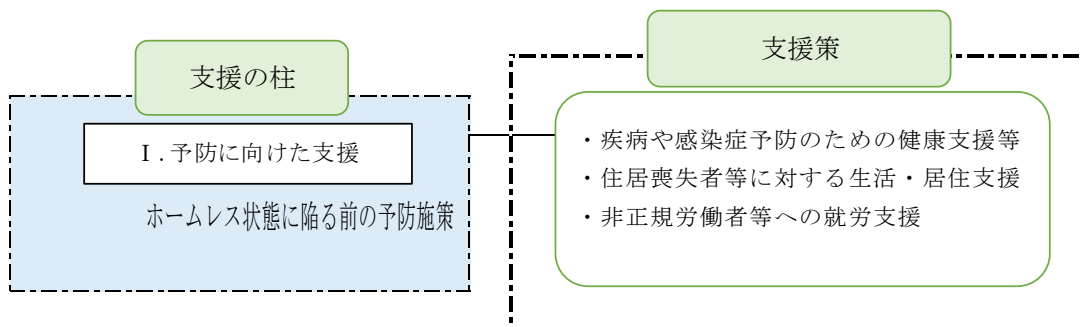
なお、ホームレスに対する支援では、積極的な巡回相談により各ホームレスが抱える課題を表面化させ、自らの意思を尊重し、関係機関と包括的にきめ細やかな自立支援策を講じていくことが重要です。



4 予防に向けた支援

ホームレス支援では、ホームレスに対する施策を充実するとともに、ホームレス状態に陥らないように予防的施策を充実させることが重要です。

【本計画における施策の体系（抜粋）】



<対象者>

- ・ ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者
- ・ 生活状況の変化等で住居を喪失するおそれのある者

(1) 疾病や感染症予防の健康支援等

ホームレス状態に陥る要因として、病気やけが等に起因する離職等が考えられるため、疾病や感染症にかからないようにするための健康支援等が必要です。

本市における令和元年度(2019年度)の生活保護の開始理由は、「貯金等の減少や喪失」、「働きによる収入の減少や喪失」、「世帯主の傷病」の順に高い割合となっています。「預貯金等の減少や喪失」に至る要因としては、「働きによる収入の減少や喪失」や「世帯主の傷病」が大きく影響していると考えられます。さらに、「働きによる収入の減少や喪失」の一部は「世帯主の傷病」が起因していると考えられます。これらのことから、ホームレス状態に陥る原因の一つとして、病気やけが等に起因する収入減少や離職等が考えられ、疾病や感染症予防のための健康支援等が必要です。

生活保護の開始理由

	総数	世帯主の傷病	世帯員の傷病	稼働者の死別や離別等	働きによる収入の減少や喪失	社会保険給付金や仕送り等の減少や喪失	貯金等の減少や喪失	その他
		R1年度	3,092	359	17	36	399	60
		11.6%	0.5%	1.2%	12.9%	1.9%	50.2%	21.7%

このため、保健福祉センターの窓口において、生活習慣病等の疾病の早期発見及び早期治療開始に向けた支援として、健康相談や保健指導等の健康支援を行います。

(2) 住居喪失者等に対する生活・居住支援

終夜営業店舗等で寝泊まりをする等ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者や、望まない非正規労働を強いられている者等不安定な生活環境にある者は、ホームレス状態に陥るリスクが高く、安定した収入や居住場所の確保に向けた支援が必要です。

このため、生活自立・仕事相談センターのチラシ等の配付による相談窓口の周知、生活困窮者支援における断らない相談支援の実施、市営住宅の一時使用による居住支援、住居確保給付金の支給と就労・生活支援の実施等を行います。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活困窮者の相談や住居確保給付金の申請が急増した経緯があることから、生活環境の変化により住居を喪失するおそれのある者で相談に至っていない者の存在が想定されます。

生活困窮者は相談する力の低下等から、相談に辿り着かない者もいるため、アウトリーチ支援の実施やSNS等による相談アクセスの向上等に取り組みます。

また、終夜営業店舗等で寝泊まりする者等は実態把握が難しい状況にあるため、支援方法について検討を行います。

住居確保給付金 実績

年度	H28	H29	H30	R1	R3.2現在
支給決定件数	157	158	111	124	2,531
述べ受給者数(世帯)	439	452	352	333	6,539

※支給決定件数は、年度を超えて支援した者及び延長支給決定件数等を含む。

※R2.4法改正により、支給対象者が拡大された。

(3) 非正規労働者等への就労支援

就職氷河期世代のうち望まない非正規労働を強いられている者に対しては、個々の就労状況、心身の状況、就業能力等を踏まえ、安定した雇用の場の確保に繋がるよう支援することが重要です。

このため、本市では、生活自立・仕事相談センター等と連携し、個々の就業ニーズや就業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集を行い、その情報を提供することで安定した雇用の場の確保に繋がるよう支援を行います。併せて、就職氷河期世代に対して技術職の実態や有用性等の認知を図るとともに、企業が求める人材との精度の高いマッチングを図るために事業説明会やものづくり基礎セミナー、合同企業説明会等を実施します。

また、本市では、労働相談室を設置し、労働に関する各種相談に対応するとともに、公共職業安定所と連携し、千葉市ふるさとハローワークにおける職業紹介・職業相談の充実を引き続き図っていきます。

なお、国において、令和元年度（2019年度）に「就職氷河期世代支援プログラム」を発表し、全国で約100万人の支援対象者に対し、集中的に支援を実施していく施策を開始することとしました。本市においてもホームレス状態等に陥らないために個々のニーズに合わせて必要な支援を実施します。

5 早期発見に向けた支援

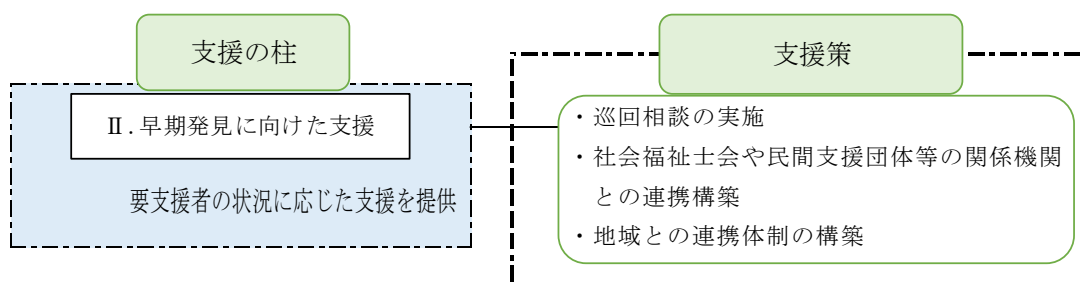
ホームレス支援は、ホームレスを早期に発見し、支援を行うことで早期にホームレス状態等からの脱却に繋げることが重要です。現に、ホームレス生活が長くなればなるほど現状のままで良いと考えるようになり、ホームレス状態等からの脱却が難しくなっていることから、早期支援が重要となります。

ホームレス支援期間（令和2年8月時点）

（単位：人）

期間	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	14年
人数	6	6	3	2	1	4	5	6	1	1

【本計画における施策の体系（抜粋）】



<対象者>

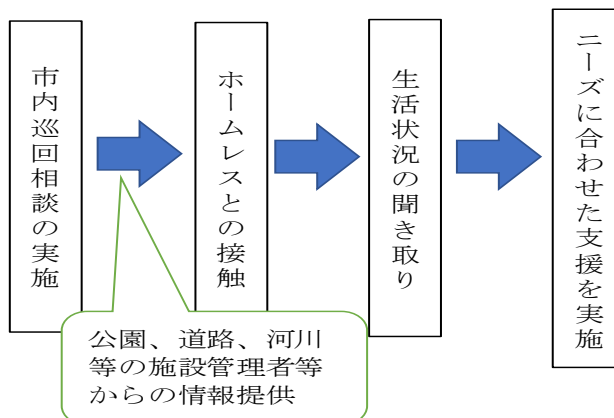
- ・ホームレス

（1）巡回相談の実施

千葉市内のホームレスは、令和2年（2020年）8月時点で35人おり、一定の住居を持たずに生活する「移動型」と呼ばれるホームレスも多いことから、実態把握が困難な状況にあります。このため、ホームレスを早期に発見し、支援を行う体制を構築することが必要です。

このため、ホームレス巡回相談員による巡回相談の実施や、公園、道路、河川等の施設管理者がホームレスを発見した際の連携体制を構築します。

<ホームレス巡回相談員による巡回相談>



(2) 千葉県社会福祉士会や民間支援団体等の関係機関との連携

ホームレスの早期発見に向けた取組みは、社会福祉士会や民間支援団体等のホームレス支援を実施している団体と行政とが連携しながら取組むことが大切です。特に、最近では、移動型と呼ばれるホームレスが多く、夜間を中心に活動しているホームレスを含め、日中の業務だけでは把握が困難なことから、これらの団体との連携体制を構築しながら支援をしていく必要があります。

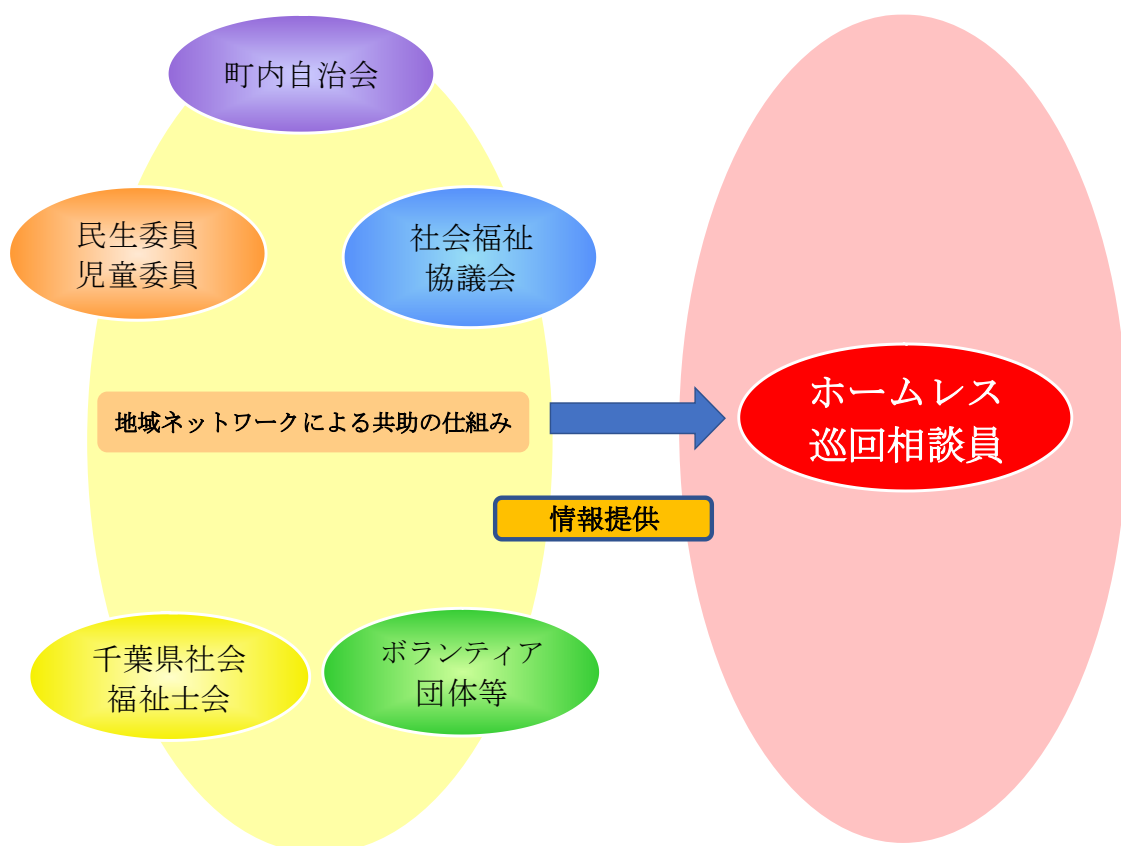
このため、民間支援団体等と定期的に情報交換を行いながら、早期にホームレスを発見し、支援を届ける体制を構築します。

(3) 地域との連携体制の構築

ホームレスを早期に発見し、早期に支援を届けるためには、地域との連携が必要です。

このため、各地域の関係機関等がホームレスを発見した際には、行政機関へ連絡を行う等、日常的に連携できる体制を構築します。

<早期発見に向けた地域ネットワークとの連携（イメージ図）>

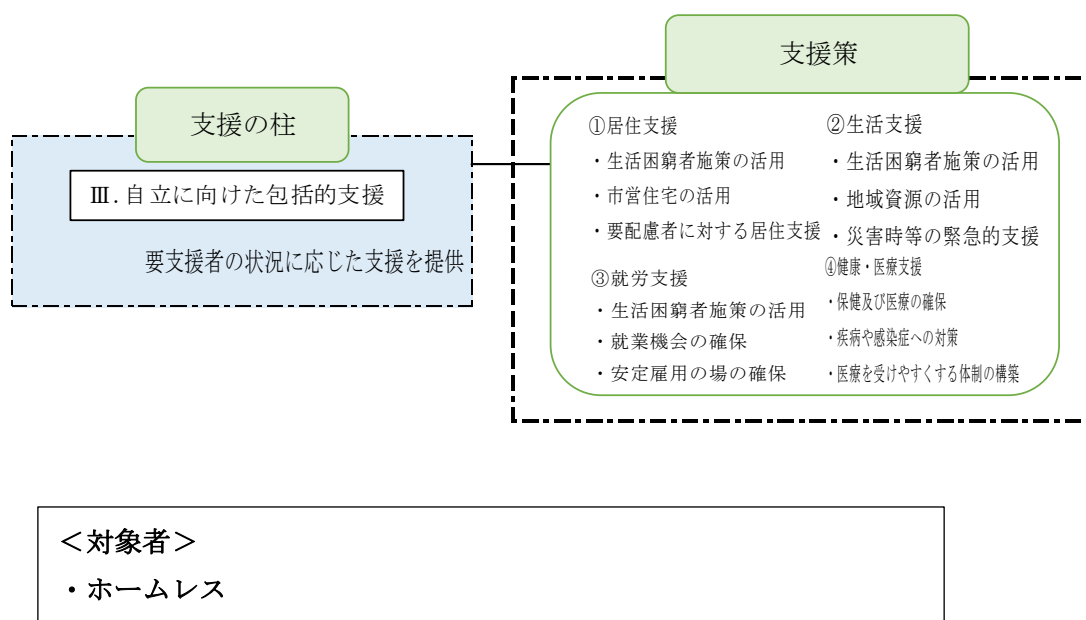


6 自立に向けた包括的支援

ホームレス支援は、個々のホームレスのニーズに応じた支援を行うことが重要です。ホームレスは、個々に必要な支援が異なるため、関係機関と連携し、ホームレスごとに合った支援を包括的に提供することが自立に繋がります。

なお、ホームレスが居住している公園、河川、道路等の施設管理者は、当該施設にホームレスが居住することにより、その適正な利用が妨げられている場合は、人権に配慮しつつ、地域における生活環境の改善を図るためにホームレス巡回相談員等と連携しながら個々のニーズに応じた必要な措置・施策を行い、ホームレスの自立に繋がります。

【本計画における施策の体系（抜粋）】



(1) 居住支援

ホームレスに対する支援は、ホームレスの個々の状況に応じて、自らの意思で自立して生活することを基本としており、自立した生活を営むために安定した居住場所を確保する必要があります。

このため、ホームレス巡回相談員は、ホームレスに対して、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）や市営住宅の一時使用、日常生活支援住居施設等の活用を促し、居住環境や生活環境を整える支援を行います。

また、ホームレス巡回相談員は、一時的な居住場所を確保した後は、生活自立・仕事相談センターや居住支援協議会と連携し、ホームレスが低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や養護老人ホーム等の老人福祉施設等の情報を得られるよう連携しながら支援を実施し、自立した生活を営むための安定した居住場所が確保できるよう支援を行います。

なお、ホームレスの中には他人と関わることに抵抗を感じ、入居に消極的な者もあり、こうした者に対する支援の在り方について検討します。

〔 居住支援を実施した実際の例 〕

ホームレス生活を送るAさんは、近隣住民からの立退き要求により寝る場所に困っており、近くの公園を転々として生活していました。巡回相談において、Aさんから住宅相談があり、すぐにでも入居できるアパート等を探しているため支援をしてほしいとの申し出がありました。

ホームレス巡回相談員は、Aさんからの申し出を受け、生活自立・仕事相談センターと連携し、緊急宿泊施設（一時生活支援事業）の入居支援を行いました。その後、Aさんは所持金がほとんどない状況だったことから、生活保護の申請手続きを行いました。Aさんは、生活保護の利用を開始した後は、担当ケースワーカーによる支援のもと、アパートへの入居支援を進め、現在もアパートで生活しながら自立に向けた生活を送っています。

（2）生活支援

ホームレスに対する生活相談等を含む生活支援を効果的に行うためには、それぞれのニーズに応じた支援が必要であり、このようなニーズに的確に応えられるように関係機関が相互に連携し、支援を必要とするホームレスに必要な支援を届けられるように関係機関との連携体制を構築していくことが必要です。

ホームレスに対する支援では、ホームレス巡回相談員が行う巡回相談による信頼関係の構築が全てのスタートになりますが、ホームレス巡回相談員が必要な支援の全てを出来るわけではありません。生活自立・仕事相談センターとの連携による生活支援の実施、保健福祉センターとの連携による健康・生活支援の実施、生活困窮者事業や法テラス等の活用による債務整理等の支援の実施、民間支援団体による支援等、様々な団体が支援を必要とするホームレスに相互に連携して関わることで初めて必要な支援を届けることが可能になります。このため、ホームレス巡回相談員や生活自立・仕事相談センターが核となって、相互に連携した包括的な支援が行える連携体制を構築します。

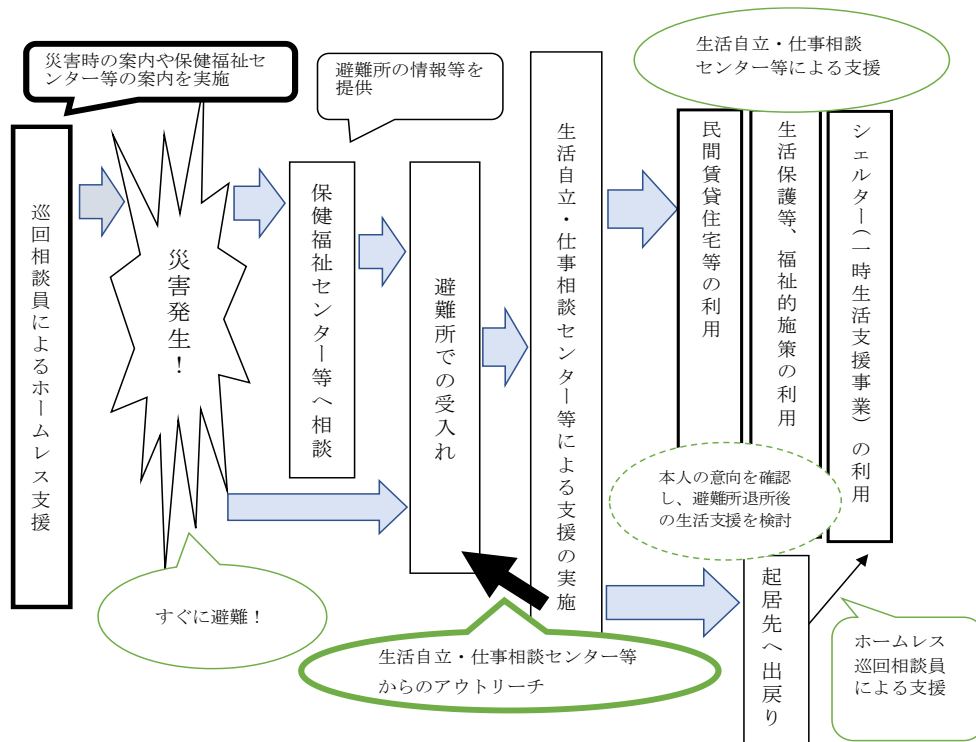
台風や地震等の災害時においては、ホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、平常時から災害時における避難先や避難方法等を案内するとともに、洪水等の災害に遭うおそれのある河川等に居住するホームレスに対しては災害が発生する前に危険性の周知を行い、必要に応じて避難等を促します。避難所運営委員会や施設管理者とは、災害時における避難者への支援方法等について予め協議を行い、必要な支援が適時に届けられるよう体制を構築します。また、ホームレス巡回相談員は、災害が収束した後に災害の被害が想定される河川等に居住するホームレスの被害状況を確認し、被害を受けたホームレスを確認した際は、関係機関と連携して必要な支援を行います。

〔生活支援を実施した実際の例〕

ホームレス巡回相談員は、巡回相談においてホームレス生活を送るBさんに対し、チラシ等を用いて新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による特別定額給付金事業の周知を行いました。Bさんは、特別定額給付金の申請を行いたいとの意向を示しましたが、同給付金事業に関する情報が不足していたことから、申請するにあたりどのような手続きをとれば良いか分からないと困っていました。

ホームレス巡回相談員は、同給付金事業担当部署と連携し、ホームレス生活を送るBさんが給付金を申請できるよう、住民登録や申請手続きの支援を行い、給付金の申請を行うことができました。

＜災害時におけるホームレス支援＞



(3) 就労支援

ホームレスに対する就労支援は、ホームレスの状況に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業機会の確保を図ることが必要です。

このため、ホームレス巡回相談員は、生活自立・仕事相談センター等と連携しながら求人開拓や求人情報の収集を行うとともに、千葉市自立・就労サポートセンター等を活用しながらホームレスが就職に結びつく可能性が高い職の情報提供を行います。また、ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深めるため、事業主への啓発活動等を検討します。

(4) 健康・医療支援

ホームレスに対する健康・医療支援では、ホームレスの健康状態の把握、個々の状況に応じた健康相談及び保健指導等の実施により、ホームレスの健康状況を改善していくことが必要です。また、疾病の予防、検査、治療等ができる体制を構築することが大切です。

このため、ホームレス巡回相談員が巡回相談を行う際に、保健福祉センターの保健師等と連携した健康相談等を実施することや無料低額診療事業等の案内を実施します。また、生活自立・仕事相談センター等を通じて、医療機関への受診につなげる等の方策について検討します。

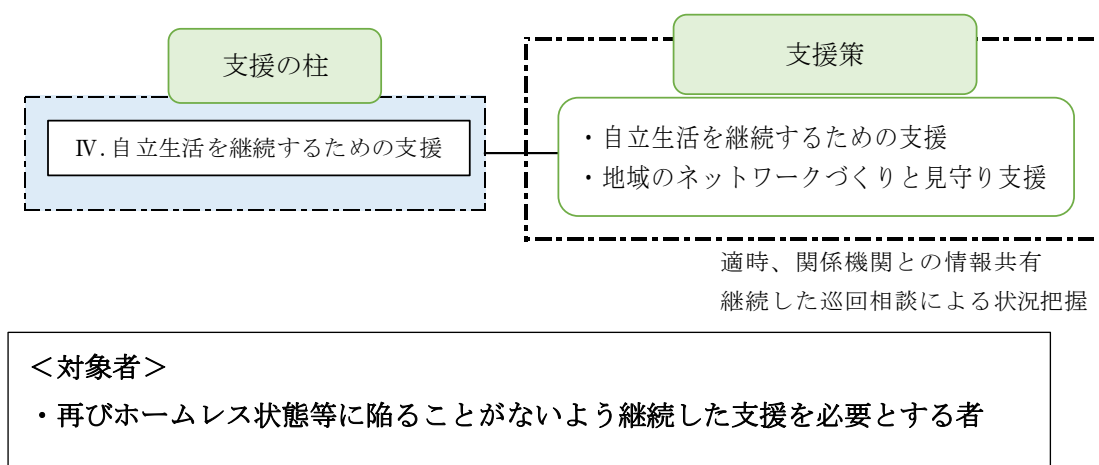
「無料低額診療施設」

社会福祉法第2条第3項に規定される第二種社会福祉事業である、生活困窮者のために無料又は低額で診療を行う施設です。

7 自立生活を継続するための支援

ホームレス支援は、ホームレス状態等から脱却するだけでなく、その後再びホームレス状態等に陥ることがないように、自立生活を継続するための支援が重要です。ホームレス状態等から脱却した直後は、生活環境等が不安定であるため、安定するまで関係機関と連携しながら包括的支援を行うことが大切です。

【本計画における施策の体系（抜粋）】



(1) 自立生活を継続するための支援

ホームレス状態等から脱却した後に、再びホームレス状態等に陥ることがないように支援を行い、安定かつ継続した自立生活を送ることができる基盤を整えることが必要です。

このため、不安定な生活環境が安定するまで、生活自立・仕事相談センターや保健福祉センター等と連携し、自立した生活を継続できるよう訪問支援等を行います。

(2) 地域ネットワークの構築による見守り支援

ホームレス状態等から脱却した後に、再びホームレス状態等に陥ることがないように社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の地域住民、民間支援団体等と協力し、ホームレス状態等から脱却した後も安定した生活を営むことができるよう地域で支え合うことが必要です。

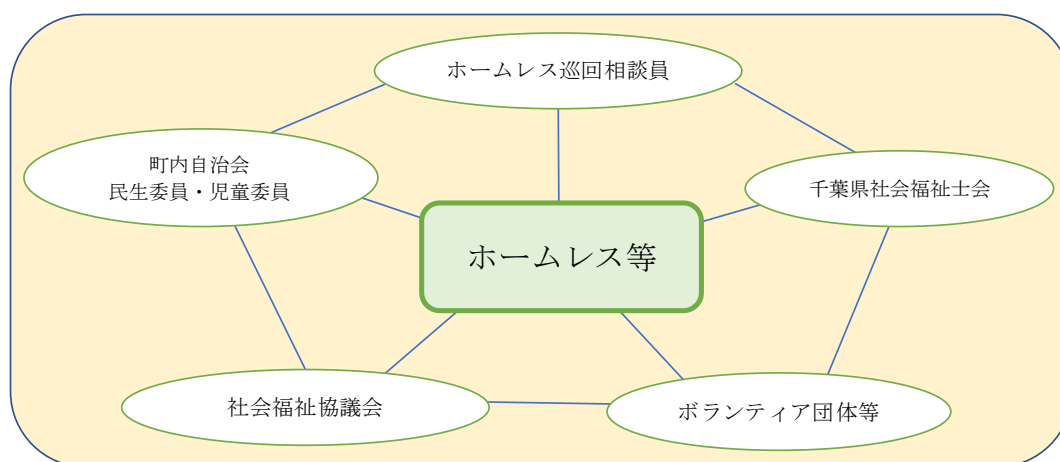
このため、千葉市社会福祉協議会のコミュニティーソーシャルワーカーや民間支援団体等の様々な関係機関と連携し、地域ネットワークの構築を図り、ホームレス等に対する偏見や差別的意識を解消するとともに、人権の尊重と尊厳の確保に配慮するよう努める等の支援を実施します。

ホームレス状態等から脱却した者がその生活を維持することは簡単ではありません。しかし、地域による見守りや支え合いが相手方に安心感を与え、自立した生活を維持することを後押しすることに繋がります。こうした不安定な生活状況にある者を含む生活困

窮者への支援では、地域による支え合い、見守り等の支援と行政機関の支援とが相互に連携することが必要です。地域でお互いを気に掛け合う関係性が育まれることで、地域住民の気付きと行政による相談支援等とが相まって、それぞれの個人が自立と尊厳を確保できる社会の創出に繋がることとなります。

こうした取り組みを進めるためには、地域住民や関係機関等のあらゆる者がホームレス等を含めた生活に困りごとを抱えている者に対する理解や誰しも生活困窮状態に陥る可能性があるという意識を持つことが大切であり、そうした理解や意識が醸成されるような環境を整えていきます。

<関係機関及び地域ネットワークとの連携>



ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

(平成 14 年 (2002 年) 8 月 7 日)

(法律第 105 号)

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 基本方針及び実施計画 (第 8 条・第 9 条)
- 第 3 章 財政上の措置等 (第 10 条・第 11 条)
- 第 4 章 民間団体の能力の活用等 (第 12 条—第 14 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができないでいるとともに、地域社会とのあつれきが生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。

(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第 3 条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

- (1) 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。
- (2) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他の生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図る

こと。

- 2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第4条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第5条 国は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、第3条第1項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第7条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第2章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第8条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第14条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

- (1) ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項
- (2) ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項
- (3) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項
- (4) ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

- (5) ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項
- 3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

(実施計画)

- 第9条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、第1項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

第3章 財政上の措置等

(財政上の措置等)

- 第10条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(公共の用に供する施設の適正な利用の確保)

- 第11条 都市公園その他の公共の用に供する施設を管理する者は、当該施設をホームレスが起居の場所とすることによりその適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、法令の規定に基づき、当該施設の適正な利用を確保するために必要な措置をとるものとする。

第4章 民間団体の能力の活用等

(民間団体の能力の活用等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

(国及び地方公共団体の連携)

- 第13条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

(ホームレスの実態に関する全国調査)

第14条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から起算して25年を経過した日に、その効力を失う。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後5年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成24年6月27日法律第46号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年6月21日法律第68号)

この法律は、公布の日から施行する。

参考資料2

千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画策定までの経過

会議名・開催時期等	内容
令和2年度第1回ホームレス問題連絡会議 (令和2年(2020年)8月28日)	<ul style="list-style-type: none"> ホームレス問題連絡会議設置要綱の改正について 千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画(仮称)の骨子について 千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画(仮称)の取組み項目について
令和2年度第2回ホームレス問題連絡会議 (令和2年(2020年)10月15日)	<ul style="list-style-type: none"> ホームレスの実態調査結果について 千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画の素案について
令和2年度第3回千葉県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 (令和2年(2020年)11月13日)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画の原案について
パブリックコメント手続 (令和2年(2020年)12月15日～令和3年(2021年)1月18日)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画(案)に対する市民からの意見募集
令和2年度第4回千葉県社会福祉審議会 地域福祉専門分科会(書面開催) (令和3年(2021年)3月)	<ul style="list-style-type: none"> 千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画の最終案について

千葉県ホームレスの自立の支援等に関する第3次実施計画
～ホームレス状態等に陥らないための社会を創出するために～
令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

発行 令和3年3月
企画・編集 千葉県保健福祉局 保護課
〒260-8722 千葉県中央区千葉港1-1
電話 043-245-5188
FAX 043-245-5541
電子メール hogo.HW@city.chiba.lg.jp